

令和7年11月第1回臨時会会議録

令和7年豊郷町議会11月臨時会は、令和7年11月14日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	長谷川 貴 康
2 番	西 山 一 男
3 番	井 上 喜美子
4 番	本 田 清 春
5 番	辻 本 勇
6 番	中 島 政 幸
7 番	村 岸 善 一
8 番	前 田 広 幸
9 番	西 澤 博 一
10 番	鈴 木 勉 市
11 番	河 合 勇
12 番	今 村 恵美子

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総務課長兼企画振興課長	清 水 純一郎
税 務 課 長	山 田 篤 史
保 健 福 祉 課 長	辰 見 栄 子
医 療 保 険 課 長	小 西 直 美
住 民 生 活 課 長	森 ちあき
会 計 管 理 者	馬 場 貞 子
人 権 政 策 課 長	西 山 逸 範
地 域 整 備 課 長	山 田 裕 樹
産 業 振 興 課 長	岡 村 浩 孝

上 下 水 道 課 長 中 山 圭 史
教 育 次 長 西 山 喜 代 史

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長 森 本 智 宏
書 記 加 藤 咲 希 子

5、提案された議案は次のとおり

議長辞職の件

選挙第1号 議長選挙の件

総務産業建設・文教民生・予算決算常任委員会委員の選任の件

諸般の報告（総務産業建設・文教民生・予算決算常任委員会 正・副委員長互選
の結果報告）

議会広報常任委員会委員の選任の件

諸般の報告（議会広報常任委員会 正・副委員長互選の結果報告）

議会運営委員会委員の選任の件

諸般の報告（議会運営委員会 正・副委員長互選の結果報告）

選挙第2号 大滝山林組合議会議員選挙の件

諸般の報告（大滝山林組合議会議員互選の結果報告）

選挙第3号 彦根市・犬上郡営林組合議会議員選挙の件

選挙第4号 湖東広域衛生管理組合議会議員選挙の件

選挙第5号 彦根愛知犬上広域行政組合議会議員選挙の件

選挙第6号 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の件

議第62号 豊郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用
等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提
供に関する条例の一部を改正する条例

委員会の閉会中の継続調査申し出について

（議会運営委員会）（総務産業建設常任委員会）（文教民生常任委員
会）（予算決算常任委員会）（議会広報常任委員会）

村岸議長 皆さん、おはようございます。

定刻より少し早いようですが、皆様おそろいですので、これより、令和7年11月第1回豊郷町臨時議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名で、会議開会定足数に達しております。よって、第1回臨時会は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

(午前8時58分)

最初に留意事項をご説明いたします。会議規則に基づき、規則を遵守願います。お手元の携帯電話の電源をお切りになるか、マナーモードに切り替えていただきますようお願いいたします。会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をお慎みください。また、採決の際は、みだりに離席をしないようお願いいたします。そうした中でも特にお願いをしておきたいことは、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えた発言はされませんよう、会議規則の規定を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほどお願いいたします。

なお、傍聴の方につきましては、静かに傍聴をしていただくことをお願いします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、11番、河合勇君、12番、今村恵美子君を指名いたします。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

村岸議長 異議なしと認め、よって会期は本日1日間と決しました。

ここで暫時休憩いたします。自席でお待ちください。

(午前9時01分 休憩)

(午前9時02分 再開)

井上副議長 それでは、再開いたします。

先日、議長の村岸善一君から、豊郷町議会会議規則第98条第1項の規定により議長の辞職が提出され、これを受理したことから、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行いますので、よろしくお願ひいたし

ます。

日程第3、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、村岸善一君の退場を求めます。

村岸議長 (退場)

井上副議長 事務局長に辞職願を朗読させます。

議会事務局長 (朗読)

井上副議長 お諮りいたします。

村岸善一君の議長の辞職を許可することにご異議はありませんか。

議員 異議なし。

井上副議長 異議なしと認めます。よって、村岸善一君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

村岸善一君の入場を許します。

村岸議長 (入場)

井上副議長 これより議会運営委員会の開催に伴い、委員の方々は委員会室にご参集願います。また、開催に伴い、事務局職員の出席を求めます。

それでは、委員会開催のため、暫時休憩といたします。

(午前9時05分 休憩)

(午前9時07分 再開)

井上副議長 再開いたします。

ただ今議長が欠けました。

お諮りいたします。

議長選挙の件を日程に追加し、追加日程第4として議長の選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

議員 異議なし。

井上副議長 異議なしと認めます。よって、議長選挙の件を日程に追加し、追加日程第4として議長の選挙を行うことに決定いたしました。

ただいまより、事務局長に日程を配付させます。

議会事務局長 (日程配付)

井上副議長 追加日程第4として、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

議会事務局長 (議場閉鎖)

井上副議長 ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に西山一男君及び前田広幸君を指名いたします。

投票用紙を配布する前に申し上げます。投票用紙の記名については、以前より記載所を設けてほしいとのことから、県議長会に問合せをしました。結果、記名方法については、各議員の自席での記名または投票箱横での記名、どちらの方法も可となりますので、各議員の判断により選択し決め願います。

投票用紙を配ります。

議会事務局長 (投票用紙配付)

井上副議長 念のために申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙の配付漏れはありませんか。

議員 なし。

井上副議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

議会事務局長 (投票箱点検)

井上副議長 異状なしと認めます。

それでは、ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

議員 (投票)

井上副議長 投票漏れはありませんか。

議員 なし。

井上副議長 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

ただいまより開票事務を行います。西山一男君及び前田広幸君の開票の立会いをお願いいたします。

議会事務局長 (開票)

井上副議長 それでは、ただいまの選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票0票です。河合勇君3票、中島政幸君6票、鈴木勉市君3票。以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、中島政幸君が議長に当選いたしました。

議場の出入口を開きます。

議会事務局長 (議場開放)

井上副議長 ただいま議長に当選されました中島政幸君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

中島政幸君、議長当選の承諾及びご挨拶をお願いいたします。

中島議員 それでは、皆様、おはようございます。ただいま豊郷町議会議長をお預かり

することになりました中島政幸でございます。

まずは、議員の皆様にはご信任いただきまして、誠にありがとうございます。そして豊郷町を支えていただいています豊郷町民の皆様、行政の皆様には改めてお礼申し上げます。

今後も実りある議論を重ねて努めてまいりたいと思います。まだまだ未熟ですが、ご指導いただきまして、議長就任のご挨拶といたします。本日はどうもありがとうございます。

井上副議長 これでは議長の職務は終了いたしました。これをもって議長の職務を解任させていただきます。皆様のご協力を賜り、無事職務を果たせましたことをお礼申し上げます。

議長、議長席にお着き願います。

それでは、中島議長と交代いたします間、暫時休憩といたします。

(午前9時22分 休憩)

(午前9時23分 再開)

中島議長 それでは、再開いたします。

ただいまは、井上副議長におかれましては本当にご苦労さまでした。ありがとうございました。

ここで、執行部の皆様をお願いいたします。

これより議会の委員会構成や一部事務組合選出議員の選挙などが主要議題となりますので、この後提出議案を控えている課長以外の課長の皆様は退席をお願いしたいと思います。

退席の間、暫時休憩といたします。

(午前9時23分 休憩)

(午前9時24分 再開)

中島議長 それでは、再開いたします。

日程第5、総務産業建設・文教民生・予算決算常任委員会の選出の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ございませんか。

議 員 異議なし。

中島議長 異議なしと認め、総務産業建設・文教民生・予算決算常任委員会委員は、お

手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

総務産業建設・文教民生及び予算決算常任委員会委員の選任が行われましたので、委員会条例第9条第1項の規定により、委員長、副委員長互選のため、委員会を招集しますので、指定の場所に参集をお願いいたします。なお、正副委員長の結果を議長までご報告願います。

委員会開催場所は委員会室とし、最初に総務産業建設常任委員会、その後、文教民生常任委員会、その後、予算決算常任委員会の順次で開催したいと思えます。

委員会開催に伴い、事務局職員の出席を求め、委員会開催のため、暫時休憩といたします。

(午前 9時26分 休憩)

(午前10時08分 再開)

中島議長 それでは、再開いたします。

日程第6、諸般の報告をいたします。

総務産業建設・文教民生・予算決算常任委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。

総務産業建設常任委員会の正副委員長は、委員長には選挙により前田議員、副委員長には同じく選挙により長谷川議員になりました。

文教民生常任委員会の正副委員長は、委員長には選挙により河合議員、副委員長には同じく選挙により辻本議員です。

予算決算常任委員会の正副委員長は、委員長には選挙により村岸議員、副委員長には同じく選挙により西澤議員。

以上のとおりです。よろしく願います。

日程第7、議会広報常任委員会の選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議会広報常任委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

議 員 異議なし。

中島議長 異議なしと認めます。したがって、議会広報常任委員会委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

議会広報常任委員会委員の選任が行われましたので、委員会条例第9条第1項の規定により、委員長・副委員長の互選のため委員会を招集いたしますので、

委員会室に参集願います。なお、正副委員長の互選の結果を議長までご報告願います。

委員会開催に伴い、事務局職員の出席を求めます。

委員会開催のため、暫時休憩といたします。

(午前10時10分 休憩)

(午前10時23分 再開)

中島議長 それでは、再開いたします。

日程第8、諸般の報告をいたします。

議会広報常任委員会の正副委員長は、委員長には選挙により辻本議員、副委員長には同じく選挙により西澤議員です。

以上の報告のとおりです。よろしくお願いいたします。

日程第9、議会運営委員会委員の選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任の件については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

議 員 異議なし。

中島議長 異議なしと認め、議会運営委員会委員については、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ただいま、議会運営委員会委員の選任が行われましたので、委員会条例第9条第1項の規定により、委員長、副委員長の互選のため委員会を招集しますので、委員会室に参集を願います。なお、正副委員長の互選の結果を議長までご報告をお願いいたします。

委員会の開催に伴い、事務局職員の出席を求めます。

委員会の開催のため、暫時休憩いたします。

(午前10時25分 休憩)

(午前10時34分 再開)

中島議長 それでは、再開いたします。

日程第10、諸般の報告をいたします。

議会運営委員会の正副委員長は、委員長には選挙により村岸議員、副委員長には同じく選挙により河合議員です。

以上の報告のとおりです。よろしくお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。45分まで休憩いたします。

(午前10時35分 休憩)

(午前10時44分 再開)

中島議長 それでは、再開いたします。

日程第11、選挙第2号大滝山林組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

選挙は、大滝山林組合規約に基づき、第3条の地域内に住所を有する20歳以上の者から1名を選出することとなっています。この規約の地域は雨降野、八町、八目、石畑、四十九院であり、その対象者で互選します。対象地区の議員各位は委員会室に参集願います。

大滝山林組合議会議員の互選のため、暫時休憩いたします。

(午前10時46分 休憩)

(午前10時47分 再開)

中島議長 それでは、再開いたします。

日程第12、諸般の報告をいたします。

先の大滝山林組合議会議員の互選の結果は、村岸君が当選されました。

大滝山林組合議会議員に当選されました村岸君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

日程第13、選挙第3号彦根市・犬上郡宮林組合議会議員の選挙を行います。選挙は投票で行いますが、これにご異議ございませんか。

議 員 異議なし。

中島議長 異議なしと認めます。よって、選挙は投票によって行います。

議場の出入口を閉めます。

議会事務局長 (議場閉鎖)

中島議長 ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人の指名をいたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に西山一男君及び前田広幸君を指名いたします。

投票用紙をお配りいたします。

議会事務局長 (投票用紙配付)

中島議長 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙の配付漏れはありませんか。

議 員 なし。

中島議長 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検いたします。

議会事務局長 (投票箱点検)

中島議長 異状なしと認めます。
それでは、ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

議員 (投票)

中島議長 投票漏れはありませんか。

議員 なし。

中島議長 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。
開票を行います。西山一男君及び前田広幸君、開票の立合いをお願いいたします。ただいまより開票事務を行います。

議会事務局長 (開票)

中島議長 それでは、投票結果を報告いたします。
投票総数12、有効投票数12、無効投票0。本田清春君3票、前田広幸君4票、河合勇君5票。
この選挙の法定得票数は3票でございます。したがって、河合勇君が彦根市・犬上郡営林組合議会議員に当選されました。
議場の出入口を開きます。

議会事務局長 (議場開放)

中島議長 ただいま、彦根市・犬上郡営林組合議会議員に当選されました河合勇君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。
日程第14、選挙第4号湖東広域衛生管理組合議会議員の選挙を行います。
選挙は投票で行いますが、これでご異議ございませんか。

議員 異議なし。

中島議長 異議なしと認めます。
よって、選挙は投票によって行います。
議場の出入口を閉めます。

議会事務局長 (議場閉鎖)

中島議長 ただいまの出席議員は12名です。
次に、立会人指名をいたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に西山一男君及び前田広幸君を指名いたします。
投票用紙をお配りいたします。

議会事務局長 (投票用紙配付)

中島議長 念のために申し上げます。投票は単記無記名です。
なお、この湖東広域衛生管理組合の選出議員は2名であります。よって、高
点、得票数の多い2名が選出されます。
投票用紙の配付漏れはございませんか。

議員 なし。

中島議長 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検いたします。

議会事務局長 (投票箱点検)

中島議長 異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投
票をお願いいたします。

議員 (投票)

中島議長 投票漏れはありませんか。

議員 なし。

中島議長 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。
開票をいたします。西山一男君及び前田広幸君、開票の立会人をお願いいた
します。開票事務を行います。

議会事務局長 (開票)

中島議長 ただいまの選挙結果を報告いたします。
投票総数12、有効投票12、無効投票0。西山一男君5票、本田清春君3
票、中島政幸4票。
この選挙の法定得票数は2票です。したがって、西山一男君と中島政幸が湖
東広域衛生管理組合議会議員に当選されました。
議場の出入口を開きます。

議会事務局長 (議場開放)

中島議長 ただいま、湖東広域衛生管理組合議会議員に当選されました西山一男君と中
島政幸が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により当選の告知
を行います。
日程第15、選挙第5号彦根愛知犬上広域行政組合議会議員の選挙を行いま
す。選挙は投票で行いますが、これにご異議ございませんか。

議員 異議なし。

中島議長 異議なしと認めます。
よって、選挙は投票によって行います。
議場の出入口を閉めます。

議会事務局長 (議場閉鎖)

中島議長 ただいまの出席議員は12名です。
次に、立会人指名をいたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に西山一男君及び前田広幸君を指名いたします。
投票用紙をお配りいたします。

議会事務局長 (投票用紙配付)

中島議長 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。
なお、この彦根愛知犬上広域行政組合の選出議員は2名であります。よって
高票、得票数の多い2名が選出されます。
投票用紙の配付漏れはございませんか。

議員 なし。

中島議長 配付漏れなしと認め、投票箱を点検いたします。

議会事務局長 (投票箱点検)

中島議長 異状なしと認めます。
ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いいたします。

議員 (投票)

中島議長 投票漏れはありませんか。

議員 なし。

中島議長 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。
開票を行います。西山一男君及び前田広幸君、開票の立合いをお願いいたします。
開票事務を行います。

議会事務局長 (開票)

中島議長 ただいまの選挙の結果を報告いたします。この選挙の法定得票数は2票です。
今村恵美子君4票、河合勇君2票、鈴木勉市君1票、西澤博一君5票。
したがって、西澤博一君と今村恵美子君が彦根愛知犬上広域行政組合議会議員に
当選されました。
議場の出入口を開きます。

議会事務局長 (議場開放)

中島議長 ただいま、彦根愛知犬上広域行政組合議会議員に当選されました西澤博一君
と今村恵美子君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により当
選の告知をいたします。

議員 議長、もう一回、得票言うて。わしにはこれ、11に見えんねんけど。

中島議長 得票数、言うたらええね。

議員 得票数4、5、2違うたか。11ある。

中島議長 合うてます。もう一回言いますよ。今村恵美子君4票、河合勇君2票、鈴木

勉市君 1。西澤博一君が 5 票で、全部で 12。

それでは、日程第 16、選挙第 6 号滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員につきましては、滋賀県後期高齢者医療広域連合規約第 8 条の規定により、関係市町の議会の議員ならびに町長及び副町長のうちから、関係市町の議会において 1 人を選挙することになっています。

なお、町長につきましては滋賀県後期高齢者医療広域連合の副広域連合長であり、副町長につきましては現在不在であるため、議会議員の中から 1 人を選挙することとなります。選挙の方法については、地方自治法第 118 条の規定により、投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

議会事務局長 (議場閉鎖)

中島議長 ただいまの出席議員は 12 名です。

次に、立会人指名をいたします。会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に西山一男君及び前田広幸君に指名いたします。

投票用紙をお配りいたします。

議会事務局長 (投票用紙配付)

中島議長 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙の配付漏れはありますか。

議員 なし。

中島議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

議会事務局長 (投票箱点検)

中島議長 異状なしと認めます。

それでは、ただいまから投票を行います。1 番議員から順番に投票をお願いいたします。

議員 (投票)

中島議長 投票漏れはありますか。

議員 なし。

中島議長 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。西山一男君及び前田広幸君、開票の立会いをお願いいたします。ただいまより開票事務を行います。

議会事務局長 (開票)

中島議長 ただいまの選挙結果の報告をいたします。

投票総数 12、有効投票 11、無効投票 1。鈴木勉市君 3、西澤博一君 6、中島政幸 1、辻本勇君 1。

この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、西澤博一君が滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

議場の出入口を開きます。

議会事務局長 (議場開放)

中島議長 ただいま、滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました西澤博一君が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をいたします。

日程第 17、議第 62 号豊郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

中島議長 町長。

伊藤町長 それでは、議第 62 号豊郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、項ずれが生じたため、所要の改正を行うものでございます。

どうぞご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

中島議長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

議員 なし。

中島議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第 62 号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

議員 なし。

中島議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第 62 号豊郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供

に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

中島議長 全員起立でございます。よって、議第62号は原案のとおり可決されました。

日程第18、委員会の閉会中の継続審査の申出について、議会運営委員会委員長、総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会の委員長から、会議規則第75号の規定により、議会運営委員会は議会運営に関する事項について、総務産業建設常任委員会は、行財政問題、農業、商工業、土木ならびに上下水道の整備、委員会研修について、文教民生常任委員会は、学校教育及び社会教育、福祉保健対策、委員会研修について、予算決算常任委員会は、予算決算、委員会研修について、議会広報常任委員会は、広報編集、委員会研修について、それぞれ閉会中の継続審査の申出があります。

議会運営委員会委員長ならびに総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会の委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査にご異議はございませんか。

議 員 異議なし。

中島議長 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長ならびに総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

これをもちまして、本日の日程の全ては終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、令和7年11月第1回臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(午前11時20分 閉会)